

令和6年度同7年度日本弁護士連合会会長選挙 選挙公報

日本弁護士連合会選挙管理委員会

投票日：令和6年2月9日(金) 不在者投票日：令和6年2月5日(月)～2月8日(木)

※投票時間・場所は所属弁護士会により異なりますので、令和6年1月10日付けの施行通知を御確認ください。



令和6年度同7年度日弁連会長候補

千葉県弁護士会所属 **及川智志**

1965年(昭和40年)5月26日生/1999年(平成11年)4月1日登録

なぜ立候補したのか



「司法改革」以降、日弁連執行部は、弁護士が安心して職務遂行できるようにするための基盤整備を軽視し、弁護士激増政策や、無償または安価な法的サービスの拡大を目指す等、弁護士を犠牲にし、疲弊させる政策を押し進めてきました。

そのような日弁連の政策を変え、弁護士の業務基盤を守り、人権擁護の担い手である弁護士を持続可能にするために、私は立候補しました。

私は、弁護士激増政策を転換し、年間の司法試験合格者1000人以下をはじめ、弁護士が安心して職務に

専念して、基本的人権の擁護と社会正義の実現という使命を全うするために必要な基盤づくりに汗を流す日弁連にします。

多くの弁護士や単位会の声を日弁連の政策に反映させるため、全会員アンケートを実施します。

さらに、全単位会の委員からなる対策本部を設置し、世論と政治を動かします。

今回の選挙で、日弁連の政策を大きく転換しましょう。

及川智志

「司法改革」の誤りを正す！

弁護士は激増
法的需要は拡大しない

弁護士の取り組みが
正当に評価されない
民事法律扶助と国選弁護

このままじゃ、やってられない
今こそ、声を上げよう!!

●弁護士の所得の中央値

2006年調査	2014年調査	2020年調査
1200万円	600万円	700万円

●合格者1500人を続けると弁護士激増

	2000年	2010年	2022年	2049年
弁護士人口	1万7126人	2万8789人	4万4101人	6万4307人
国民人口	1億2692万人	1億2805万人	1億2431万人	1億0282万人
弁護士一人あたりの国民数	7411人	4448人	2819人	1599人

●合格者1000人でも弁護士漸増

合格者1000人でも、2049年の弁護士人口は、5万2432人(弁護士一人あたりの国民数は、1961人)で、漸増です。

●法曹志望者の激減

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2022年	2023年
司法試験受験者	6879人	5967人	5238人	4466人	3703人	3082人	3928人
合格者	1583人	1543人	1525人	1502人	1450人	1403人	1781人
合格率	22.9%	25.9%	29.1%	33.6%	39.2%	45.5%	45.3%
法科大学院入学者	1857人	1704人	1621人	1862人	1711人	1968人	1971人

(注) 2022年から、法曹コース(大学3年間+法科大学院2年間)の法科大学院入学が始まった。入学者中「法曹コース入学者」は、2022年度は203人、2023年度は326人。

(注) 2023年から、在学中司法試験受験が始まった。司法試験受験者中、「在学中資格」の受験者は1070人。2023年の司法試験合格者中、修了者817人、在学中637人、予備試験ルート327人。

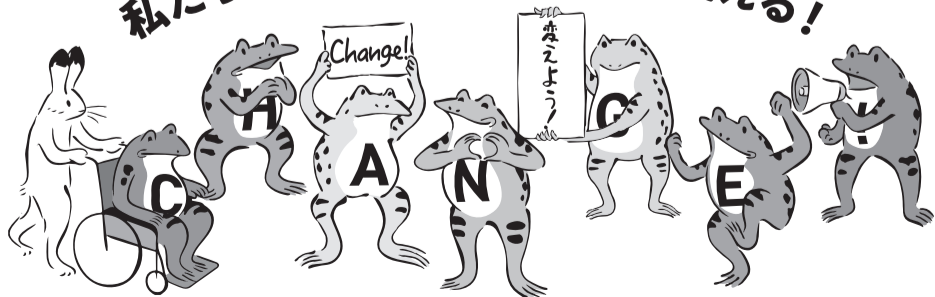
弁護士の仕事と生活を守る！

「司法改革」の誤りを正面から認めて正し、
人権擁護の担い手である弁護士を持続可能にします。

6つの重要政策

- 1 司法試験合格者数1000人以下を目指します。
- 2 法テラス改革を徹底します。
- 3 谷間世代への一律給付と完全な給費制の実現に向けて、さらに積極的に取り組みます。
- 4 弁護士にも本人にもリスクだらけのIT「本人サポート」は提供しません。
- 5 会員ひとりひとりと単位会の声を真摯に受け止める会務運営にします。
- 6 若手会員支援・地域定着支援の充実を目指します。

私たちが、変える！ みんなで、変える！



Change!日弁連

市民のための司法をつくろう



政策概要

第1 司法改革の誤りを正す!

- 1 弁護士人口増加のペースを緩和する
- 2 誰でも受験できる(法科大学院を要件としない)司法試験に
- 3 弁護士にも本人にもリスクだらけのIT「本人サポート」は提供しない
- 4 法テラス改革を徹底する(民事)
- 5 法テラス改革を徹底する(刑事)
- 6 谷間世代への一律給付・給費制の復活

第2 会員の意見を汲み取る

- 1 会費減額と多すぎる会務の見直し・小規模単位会への補助の拡充
- 2 弁護士の就労環境の改善・若手支援・地方定着支援の拡充
- 3 意思決定の透明化
総会のあり方を改革、理事会の形骸化を是正、会員ひとりひとりと単位会・委員会の声を受け止める会務運営

第3 人権を守る

- 1 平和と人権を守る
9条を護る、国家緊急権の創設に明確に反対、秘密保護法・共謀罪法・安保法制・重要土地等調査規制法等の廃止、男女共同参画を推進し多様な弁護士が活躍しやすくする、非弁対策の強化
- 2 刑事法制の改革
国選弁護の改革、刑事弁護制度の拡充、再審法の改正
- 3 市民に寄り添う
貧困問題対策のさらなる拡充、消費者問題対策のさらなる発展、災害対策・被災者支援活動のさらなる充実、カジノ解禁反対、原発事故損害の完全賠償請求、原子力発電所の廃止、日弁連はいつも人権擁護活動の中心であるべき

詳しくはホームページ
をご確認ください

及川智志ホームページ
<https://oikawasatoshi2024.com>



6つの重要政策 実現に向けて

第1 司法試験合格者数1000人以下を実現します

令和5年の司法試験合格者数は1781人でした。毎年1500人ずつの合格でも2029年の弁護士数は5万人を超えます。日本の人口が減少していくなかで弁護士だけが増え続けることは異常です。これでは人権擁護の担い手としての弁護士が弱体化します。日弁連会長が先頭に立って積極的に発信し、世論を動かしていかなければなりません。

第2 法テラス改革を徹底します

法テラス改革の動きはありますが、まだ不十分です。民事・刑事ともに、不合理な運営の改善や報酬増額が必要です。エンドユーザーである市民や市民団体と連携し、世論を喚起して、財務省及び国会を動かす必要があります。

第3 谷間世代への一律給付と完全な給費制の実現に向けて、さらに積極的に取り組みます

これまでよりも、さらに積極的に活動し、「谷間世代」に少なくとも修習給付金相当額が一律給付されるよう立法措置を実現し、また給費制の復活を求めなくてはなりません。日弁連会長が先頭に立ち、市民とともに国に対する運動を展開していかなければなりません。

第4 本人にも弁護士にもリスクだらけのIT「本人サポート」は提供しません

日弁連は、本人訴訟の当事者にITの「本人サポート」を提供すると対外的に約束しています。しかし弁護士はITの専門家ではありません。ITの利用を強制されない本人訴訟の当事者が費用やリスクを負担して「サポート」を受ける必要もありません。日弁連会長は、ただちに「基本方針」等の約束を撤回すべきです。

第5 会員ひとりひとりと単位会の声を真摯に受け止める会務運営にします

近年の日弁連は、日弁連執行部や総次長の主導により運営されています。理事会も月に1回、総会のオンライン化も視聴のみという現状では、会員の声、単位会の声が反映された会務運営にはなりません。日弁連執行部は、WEB総会の実現、全会員アンケートなどを通じて、会員ひとりひとりと単位会の声を真摯に受け止めて会務を運営すべきです。

第6 若手会員支援・地域定着支援の充実を目指します

勤務条件のミスマッチや各種のハラスメントに苦しむ若手会員をなくすための取り組みが必要です。雇用にあたって合意すべき事項のガイドラインの策定、ハラスメント対応の拡充が必要です。また、例えばチューター制度等、若手弁護士を物心両面で支える体制の構築を日弁連が支援し、若手会員の地方定着を図るべきです。

及川智志の経歴・活動

1965(S40)年5月26日
宮城県石巻市生まれ

1988(S63)年
早稲田大学法学部卒業

1999(H11)年
弁護士登録
(51期、千葉県弁護士会)

2017(H29)年度
千葉県弁護士会会長

環境問題と消費者問題、貧困問題、司法と福祉の連携がライフワーク。生活困窮者やホームレスの方の事件も多く手掛ける。千葉県弁護士会で、住むところのない被疑者・被告人等の社会復帰支援活動や精神科病院強制入院者の退院請求を担当する委員会を立ち上げて活動中。以下の多数の弁護団に所属して活動してきた。

- ▶日栄・商工ファンド対策全国弁護団
- ▶全国クレサラ・生活再建問題対策協議会
- ▶武富士の責任を追求する全国会議

- ▶利息制限法金利引下実現全国会議
- ▶生活弱者の住み続ける権利対策会議
- ▶生活保護問題対策全国会議
- ▶非正規労働者の権利実現全国会議
- ▶全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会
- ▶滞納処分対策全国会議
- ▶ハツ場ダム公金支出差止訴訟弁護団
- ▶神栖毒ガス物質による水質汚染被害事件弁護団
- ▶原発被害救済千葉県弁護団
- ▶産業廃棄物最終処分場差止弁護団 など

「日弁連関係」

- ・総合法律支援本部
- ・法曹人口問題政策会議
- ・多重債務問題検討WG
- ・公害対策・環境保全委員会
- ・弁護士職務の適正化に関する委員会
- ・民事司法改革総合推進本部など

「千葉県弁護士会関係」

- ・公害防止・環境保全委員会
- ・社会福祉委員会
- ・消費者問題委員会
- ・精神保健福祉委員会
- ・法曹人口・法曹養成や日本司法支援センター関連の委員会など